

岡崎市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等、農用地が有する多面的機能を確保するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第2号に基づき、市が予算の範囲内において交付する中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則等との関係)

第2条 交付金の交付に関する事務は、この要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要領」という。）
- (2) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）
- (3) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (6) 岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、実施要領第6の1に定めるところによる。

(交付金の額の算定)

第4条 交付金の額は、対象農用地の面積に応じて算定するものとし、農用地の面積10アール当たりの交付金の額は、実施要領第6の3により算出した額とする。

(申請手続)

第5条 交付金の交付の申請は、様式第1号の中山間地域等直接支払交

付金交付申請書によるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の申請をした者にその旨を文書で通知するものとする。

2 前項の通知には、交付金を交付するに当たっての必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に交付金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

(事業内容の変更承認)

第8条 交付金の交付の決定を受けた者が当該決定に係る事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号の中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならないものとする。

(着手届の提出等)

第9条 市長は、交付金の交付事務に関連して必要があると認めるときは、交付金の交付の決定を受けた者に対して事業着手届の提出を求めることができるものとする。

2 交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業を計画期間内に完了できないと見込まれる場合は、その理由及び事業遂行状況を市長に報告し、必要な指示を受けなければならないものとする。

(遂行状況の報告)

第10条 市長は、交付金の交付事務に関連して必要があると認める場合は、交付金の交付の決定を受けた者に対し、様式第3号の中山間地域等直接支払交付金遂行状況報告書の提出を求めることができるものとする。

(実績報告)

第11条 交付金の交付の決定を受けた者は、事業を完了したときは、速

やかに様式第4号の中山間地域等直接支払実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて事業の実績を報告しなければならない。交付金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、また、同様とする。

(交付金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により事業の実績の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、その旨を交付金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第13条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後に、交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 前項に基づく概算払いを受けた者は、補助金額の確定後速やかに精算しなければならない。

(交付金の返還)

第14条 交付金の交付の決定を受けた者は、実施要領第6の4に定める返還事由に該当した場合は、交付金の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

(財産処分の制限)

第15条 交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産を交付金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められている期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第16条 交付金の交付事務に関連して必要があると認めるときは、交付金の交付の決定を受けた者に対して、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができるものとする。

- 2 交付金の交付の決定を受けた者は、当該交付の決定に係る事業に関連する帳簿類及び証拠書類その他当該事業の実施の経過を記録した書類を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月20日から施行する。
- 2 岡崎市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成13年8月2日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

集落(個別)協定代表者氏名

次のとおり中山間地域等直接支払交付金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
協定農用地において耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を増進するため。
- 2 市費補助事業等の内容
- 3 市費補助事業の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
- 5 市費補助金等の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

(様式第2号)

中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

集落(個別) 協定代表者氏名

年 月 日付け岡崎市指令 第 号で中山間地域等直接支払交付金の交付決定があった事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、岡崎市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく申請します。

- 1 変更後の市費補助金等の額
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更の内容

(様式第3号)

中山間地域等直接支払交付金遂行状況報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

集落(個別)協定代表者氏名

年 月 日付け岡崎市指令 第 号で中山間地域等直接支払交付金の交付決定があった事業について、岡崎市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第10条により別紙のとおり報告します。

(様式第4号)

中山間地域等直接支払実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

集落(個別)協定代表者氏名

年 月 日付け岡崎市指令 第 号で中山間地域等直接支払
交付金の交付決定があった事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業の名称
集落協定(個別協定)に基づく事業
- 2 市費補助金の交付決定額及びその精算額
交付決定額
精算額
- 3 市費補助事業の完了日
年 月 日
- 4 市費補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支精算書